

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

http://www.yokota-kougai.com

第10回口頭弁論 堂々の意見陳述

国側を圧倒

中島 利美 副団長

【意見陳述全文】

1 私は騒音コンター80Wの地区に1993年から住んでいます。ここ久保山町に住むまでは、裁判などとは全く関係のない生活でした。長い間調布市の都営住宅にいましたが、住宅を出ることになり住宅公団を紹介されました。当時、宇津木台住宅の最後の分譲があり、公団の担当者は「こんな環境の良い物件は後にも先にもこれしかありませんよ」と説明されました。一生に一度の大きな買い物ですので、日曜日に何度か家族で見に行きました。騒音のことも気になり何度か質問しましたが、担当者は「今日何か気になりましたか、いつもこの程度です、心配はいりませんよ」との説明でした。

住んでみて土曜日、日曜日は少ないが、月曜日から週末までは大変な騒音があることがわかり、何とかしなければと思い、前回の裁判から原告に入りました。

2 長いサラリーマン生活に一区切りついたときから、社会貢献に少しでも役立つことをした

いと考えていました。そんな時、母校の工学院大学の科学教育センターから、理科普及のための国を挙げての取り組みに、学校としても協力している、理科に興味を持たせるような活動を手伝ってほしいと言われました。私の担当は『飾り炭を作ろう』というもので、木の実や折り紙・草花・昆虫など、子どもに関心があり手に入りやすい材料を炭化して、色々な形で飾り、鑑賞するものです。大切なことは、いかにして子どもたちに興味を持たせるかですが、毎年新しい工夫がないと興味が薄れてしまいます。一般の炭焼きとは違い、草花や木の実・折り紙などをそのままの形で炭化する技術や、簡単に焼ける装置を試行錯誤で開発、工夫の繰り返しです。この中に突然の爆音は大きな衝撃です。飛行騒音で、思考の中断、逆戻り、あるいは考え直すなど歯がゆい思いや、いらいらすることがしばしばあります。

3 私ごとになりますが、ここに住んで17年目に、ご多分にもれず心筋梗塞を患い、リハビリのため散歩が毎日の日課となっています。歩車道の区別のない道路も多く、こんな道を歩いていて、飛行機の爆音で後ろから近づいてきた自動車に気がつかず、大変に怖い思いをしたことが何度もありました。

4 私の家の近くで、原告団は騒音測定機による測定記録をしています。私はそれだけではなく、個人の実生活の場で、どの位、被害感が出るのかを知るために、騒音の記録を取ることにしました。今年で5年になります。一機一機の飛行機を目で見て、音を聞いて、横田方面に行き来することを確認し、その都度仕事を止めてメモしています。



報告集会でオスプレイの危険性について説明する中島副団長

国のコンターは、離発着を基本とする滑走路の延長線、直線的南北の一本線ですが、観測では滑走路の西側にかなりの広範囲で訓練飛行が多く、しかもかなりの低空で旋回飛行することがわかりました。日米協定の飛行高度1500フィートよりかなり低く、多分7~800フィートで飛行することが大部分です。また天気の良い日に見たことですが、トンビが空を悠々と旋回しているよりかなり下をC12やC130、C17などの大型機が飛行するのを目視しました。それから、C12の片肺飛行や、C130の4発のプロペラの1発が回っていないで飛行しているもの、C130のハッチを開けたまま飛行するものなど、住民が見て、肝を冷やすようなことを何度も見ています。戦争の道具とはいえ、大都会のベッドタウンの密集する住宅の上で、日米協定を無視し、墜落、落下物などの危険に怯える住民をよそに、無神経に飛び回っていることの恐ろしさを痛感しています。

5 行政の不審行動は、最近起きた横田基地へのオスプレイ配備報道でも如実に表れています。配備計画の打診にも、知らぬ存ぜぬと嘘で押し通してきて、先日突如計画決定をアメリカが発表。あわてた行政はちぐはぐな説明。ハワイでのオスプレイ墜落事故が目の前で起き、原因究明は6ヶ月かかるというのに、無理矢理の安全宣言は、人を愚弄した狂気の沙汰ではないでしょうか。

先日、オスプレイ配備反対の要請に、外務省と防衛省へ行きました。防衛省では安保条約

に則り仕方がない、外務省では技術的なことはわからないと、縦割りの行政の欠陥で、全くろちがあきません。これで何を根拠に安全を確認できるのか、行政の無責任は底知れぬ深さがあります。ぜひ、我々にわかるような形で、解決できるように、司法の判断をお願いします。

6 裁判の話が出たときに、平和な国において自分の住む国を相手に裁判で争うことに躊躇しました。しかし、日を追うごとに裁判でしか解決の道はないことがわかりました。騒音の違法性を司法が幾度となく判断したにもかかわらず、基地周辺に住む私たちには有効と思われる行政の施策は一向に見ることはできません。

それどころか、横田基地では一方的な増強がなしくずし的に行われているのです。だから、四たび、40年もの長きにわたり、同じような裁判を繰り返さなければならないのです。この裁判で、この行政の怠慢に、厳罰的な判断を下されることを切に望みます。

7 第2次新横田基地公害訴訟を提訴するにあたり、周辺住民の方々に声をかけた所、短期間で1078人という大勢の賛同者が集まりました。この人達は騒音や低空で頻繁に飛び交う戦闘機の事故などの恐怖に、耐え難きを耐え、何時、行動を起こそうかと待ち構えていた人達です。真の平和を願い、健康で文化的な生活ができるように、司法の判断に期待するとともに、このような裁判を繰り返す必要がなくなる時が早急に来ることを信じて、私の陳述を終わります。

「差止め」と「将来請求」を一部認めた！

第四次厚木基地高裁判決

弁護団副団長 中杉 喜代司 弁護士

1 平成27年7月30日、東京高裁の第101号法廷で第4次厚木基地爆音訴訟の控訴審判決があり、

① やむを得ない事由に基づく場合を除き、午後10時から翌日午前6時までの自衛隊機の飛行差止請求

② 将来の飛行等による被害に対する損害賠償請求

がともに認められました。この飛行差止と将来の損害賠償は、ともに横須賀の米空母艦載機の訓練が2017年に岩国基地に移転する予定であるため、2016年12月31日までの期限付きです。

2 自衛隊機の飛行差止が認められたのは、第4次厚木基地訴訟の一審判決に続くもので、その対象が自衛隊機だけではあるものの、基地騒

音訴訟で初めて飛行差止が認められた一審判決が東京高裁でも追認されたことは画期的なことです。

騒音の被害のうち、睡眠妨害が健康被害に直接結びつき得る深刻なものであると立証できたことが大きかったものと考えられます。次は、この判決でも認められなかった米軍機の飛行差止の実現を目指していきましょう。

3 将来の損害賠償については、新横田基地公害訴訟の控訴審判決で、約1年間だけ認められたことはありましたが、このときは上告審で5人の裁判官の意見が分かれ、2対3の僅差で控訴審判決が破棄されてしまいました。そのため、今後将来の損害賠償がすぐに認められるのは難しいのではないかとおそれられていただけに、再び第四次厚木基地訴訟で将来の損害賠償を認める



判決がなされた意義は重要です。

飛行差止も、将来の損害賠償も、原告の皆さんが何回も同じ裁判を繰り返さなければならぬ現状を変える切り札となるものです。横田基地訴訟でも、今回の厚木基地判決をさらに進める判決を勝ち取るために皆で頑張っていくましよう。

勇気もらった厚木判決

大野 芳一 団長

東京高裁は去る7月30日（木）午前10時、第四次厚木基地爆音訴訟について判決を言い渡しました。5月の結審から、わずか2ヶ月余という短期間での判決であり、自衛隊機の飛行差止めの取り消しなど後退した判決を危惧していました。しかし、結果は、限定的ではありますが自衛隊機の飛行差止め、過去の損害賠償の認容など一審判決を維持し、なおかつ、将来の損害賠償をも認める予想外の判決でした。

私たち爆音訴訟原告団は、40年にわたり騒音被害の解消を目指し、裁判をおこなってきました。運動の到達目標は飛行差止めであり、また、裁判を繰り返す精神的、経済的負担からの解放であり、長年の被害に対し住民・自治体への国による謝罪であります。

こうした観点から今度の厚木基地爆音訴訟での高裁判決は、最も多い米軍機による被害について、飛行差止めに司法の手が届かなかった不十分さを残しながらも、全国に先駆け自衛隊機の飛行差止めを認め、国による被害対策を促す判決を行った点は、後に続く私たちを励ますものでした。

また、将来の損害賠償請求については、新横

田第1次訴訟高裁判決が結審から高裁判決までという短期間の将来請求認容を超え、厚木第四次高裁判決では、結審から判決日を超えて1年5ヶ月後の平成28年末までを認容したことは名実ともに将来請求の意義を実現したもので、一歩前進した判決でありました。

これまで各地の爆音訴訟では、20年余にわたり数次の訴訟で低額の損害賠償額が認められたものの増額の改善は、沖縄・普天間爆音訴訟判決が、初めて従来の賠償額を打破し倍額を認めましたが、今回、この点普天間訴訟には及びませんでした。1.5倍に賠償額が認められ、賠償額の見直しの流れが定着傾向にあります。

被害を放置してきた国に対し、被害住民を保護すべき国の役割を促したものであり、直接的な飛行差止め判決とともに、賠償額の増額により財政面からも被害対策を国に迫るものになっていると思われまます。

私たちにとって、厚木基地爆音訴訟判決は、運動面から見ても前進しており、全国の原告団を励ます内容です。この判決に勇気をもらい、一致団結して第2次訴訟勝利にむけ頑張っていくましよう。

横田基地へのオスプレイ配備阻止に向けて

5月25日 東京都・防衛省・外務省へ要請

2015（平成27）年5月12日、突如として横田基地へのオスプレイ配備というニュースが飛び込んできました。これを受けて、5月25日、原告団及び弁護団のメンバー数名で、急きょ東京都、外務省、防衛省に対して、オスプレイ配備反対要請行動を実施しました。

まず、メンバー全員で東京都庁での要請に出向きました。東京都の担当者に対して要請書を読み上げて交付したあと、突然の配備の発表は横田基地の飛行騒音の軽減を求めている立場からは到底許されるものではないこと、東京都としてもきちんと国に対して今回の配備についての説明を求めていくよう強く要請を行いました。

これに対して、東京都側からは、東京都としても国側の説明は不十分だと認識していること、防衛省からは引き続き説明を行うとの通知が来ているので今後も説明を要求していく旨の回答が為されました。

続けて、メンバーを二つに分けて防衛省にも要請行動に出向きました。東京都とは異なり、防衛省は敷地内での要請書交付には応じず、防衛省正門前での交付ということになりましたが、6月3日の公害総行動に向けて原告の皆様の意思をきちんと伝えられたと思います。

外務省への要請の場では、オスプレイ配備について、国としてはアジア太平洋地域の安全保障環境の変化に対して防衛力の整備は重要である



弁護団、原告団（写真向こう側）が都へ要請

と考えており、オスプレイ配備もその一環と捉えている、一方で住民負担の問題も軽視できない問題と考えている、と外務省から説明がされました。

こちらからは、地元の自治体からの要請を国が軽視していると思えない、5月15日の5市1町への説明資料を見ても騒音軽減対策、被害対策についての説明は不十分であるとの指摘を行いましたところ、外務省からは「外交上の問題であり、説明できない部分もある」との納得のいかない説明がなされるばかりでした。

今後もオスプレイの配備問題については、原告団として情報を集めて早急に対応する体制作りが重要です。 【弁護士 仲村渠 桃】

6月3日『第40回全国公害被害者総行動デー』

夜の集會に先立ち昼は防衛・外務・環境の三省へ！

今年40回目となる公害被害者総行動が行われ原告団からも多数が参加しました。また横田の他に沖縄・岩国・小松・厚木の各原告団・弁護団の代表が駆けつけました。夜は毎回日比谷公会堂で集會が行われますが、原告団はそれに先立ち昼間に防衛・環境・外務の三省と要請交渉を行うのが通例となっています。

三省にはそれぞれ事前に要請内容と参加者を連絡しておきますが、いつも回答は曖昧で抽象的なものばかりです。交渉の席上では事前通告していない質問等には“回答不能・省側沈黙”となる場合が多く、残念ながら今回も前進面はほとんどありませんでした。

騒音問題ではこれまでの裁判の判決を無視で

きないためか、原告側へは低姿勢で臨んでいます。しかし被害軽減のために「努力する」「米軍側に求める」「働きかける」などの言葉ばかりで、何の具体策も改善策も示せませんでした。参加者からは「苦しんでいる国民には知らん顔ばかりで被害は放置したままだ。いったい誰を守る防衛省なの?」「環境省は“基地によって環境が悪化しているのだから文句は防衛省に言え!”と言わんばかりだ!»などと怒りの声が多く出されました。



防衛省での要請の様子。向こう側に並んでいるのが、要請団の皆さん。手前が防衛省の職員。

6月3日『第40回全国公害被害者総行動デー』

国や加害企業は公害の責任を取れ！ 政府・東電・チッソなどに強く迫る

6月3日(水)・4日(木)の2日間、第40回となる『全国公害被害者総行動』が取り組まれ、被害者団体ごとに政府省庁や加害企業と要請交渉が持たれました。また、要求を掲げたデモ行進や、参加団体が一堂に会した集会も行われました。

日本の公害は古くから有ります。足尾鉍毒事件などは典型的な事例ですが、戦後も水俣を始め、多種多様な公害が連綿として続き、今日に至っています。横田基地の航空機騒音被害も、戦後早くから始まり今に至っています。

横田基地の航空機騒音被害も、裁判で闘われるようになってから40年が経ち、繰り返し裁判所から騒音の違法性が断罪されているにも関わらず、事態はいっこうに改善されていません。しかも、この騒音公害の発生源は在日米軍であり、日本政府の無策・黙認の上で放置されてき

たという、他の公害事件とは異なる特異性を持っています。



挨拶をする第2次新横田原告団の大野団長

公害発生のはじめは皆同じ

水俣病や大気汚染による健康被害、原発事故や薬害事件などは、目に見える被害はそれぞれに違います。しかし、加害企業の「もうけのためなら国民の健康で幸福な生活などどうでも良い!」とする姿勢と、これを放置しかばい立てしてきた政府の、大企業奉仕の無責任な姿勢が「被害

を生み出し拡大させてきた」という点では、どの公害事件も同じだと言えるでしょう。私たちが受け続けている騒音被害も、自国の軍事戦略のためなら「日本国民の健康で幸福な生活などどうでも良い!」とする米国政府と、これを盲目的に擁護・追随してきた歴代日本政府によってつくられてきた公害です。構図的には、“加害企業と政府” “米国と日本政府” という具合に、加害者を置き換えただけであることがハッキリしているのではないのでしょうか。

今こそ力を合わせて公害の根絶を

私たちは、日本国憲法に保障された権利として、「健康で幸福な生活」を探求しているのです。日本政府は何よりもまず、私たち国民の「健康で幸福な生活」を守り保証する責任を果たさなければなりません。「戦争はやらない」という国是もそれに由来するのです。

最近、国の最高法規を自分で都合良く解釈し、戦後70年続いた“反戦平和・主権在民”の国是をヒン曲げようとする動きが顕著です。これを許せば、これまで「嫌々渋々」私たちの要請交渉に応じてきた省庁や加害企業も、「戦地で血を流す苦難を思えば公害くらいガマンしろ！」と態度を一変しかねません。公害総行動のスローガンの一つに「戦争は最大最悪の公害」というのがあります。今こそすべての公害の根絶目指して力を合わせることを、横田の空から発信しましょう。



環境省へ要請書を手渡す。左側が小松基地爆音訴訟原告団の長田代表。

公害と闘う人々の熱気 溢れた総決起集会

糺屋 明

(三多摩労働経済研究会代表委員)

去る6月3日は第40回公害総行動の決起集会。全国の基地公害訴訟団による防衛省交渉に参加させて頂いた後、日比谷公会堂での決起集会に赴いた。全国各地で、あらゆる公害と闘う人々の熱気に溢れていた。人々は、自らの命、家族の命、そして故郷の人々、故郷の自然と文化、人間の尊厳を守るために、国家・資本そしてアメリカに対して、不屈の闘いを挑み続けている。

しかし、何と日本は「公害大国」なのか!! 右を向いても左を見ても、命と健康、自然と文化は危険の真っ只中ではないか!! 70年前の敗戦を境に、民主平和の日本を目指して来たはずが、今や、「戦争」法案によって憲法9条が破壊されようとし、25条の生存権規定も画餅に帰すが如き危険に直面している。公害との闘いは、将に、民主主義確立の闘いの最前線に在る。新横田訴訟団の人々の、想像力と創造力、そして団結力に基づく闘いの発展が求められる所以もそこに有る。



総決起集会の壇上で訴える全国基地爆音訴訟連絡会の代表の皆さん。



日比谷公会堂での総決起集会で声高くアピールしました。

基地見学へようこそ

6月26日、3名の法科大学院修了生の皆さんが青年法律科協会の主催で行われた横田基地見学に参加されました。感想を寄せていただきましたので、ご紹介します。

家が揺れ、授業が中断 これほどの騒音にびっくり

先日の横田基地フィールドワークでは、雨の中、貴重な体験をさせていただきありがとうございました。

この度のフィールドワークでは、資料と解説を交えて、基地の周囲を車で回り、原告団の映像資料を拝見いたしました。

私個人は都内に住みながら、基地のことをほとんど何も知らない中で参加させていただいたのですが、この度の機会、基地の抱える問題と被害の実態について、少なからず知ることができました。

はじめ「騒音」という被害を文字だけで見たときは、命にかかわるような問題ではないし、ともすれば、我慢できるのではないかと、貧しい考えをしてしまいました。しかし、基地を出入りする輸送機は、実際に目に見ると想像していたよりもずっと大きく、家が揺れたり、学校

の授業が中断するほどの騒音が発生していることには驚かされました。そして、そのような騒音が夜間まで続く日々の中で、生活を営んでいくということの過酷さは、大変なものであると考え至りました。

他国の基地の運営にかかわる問題であることから、法的に難しい問題が内在しているとしても、パイロットが見えるほどの距離を飛行機が飛び交うという環境がもたらす被害の過酷さには、変わりがありません。

原告団の皆様の長きにわたるご活動が、より善いかたちで結実することを願っております。

この度の機会を頂けましたこと、重ねてお礼申し上げます。(T)



サウスゲート前にて記念写真。ここから横田基地一周が始まります。

基地見学ツアーの案内と交流を行いました

6月と7月は基地見学ツアーの案内が続き、原告団に案内の依頼があり対応しました。

6月26日(金)は弁護団の佐藤宙弁護士と、司法試験の受験を終えたばかりの“法律家の卵”の皆さんがツアーを組みました。この案内には福生の御供所さんと瑞穂の清水さんが当たりました。少人数だったこともあり、今回のツアーでは初めて瑞穂町の『けやき館』を訪れました。このロビーの床には、横田基地周辺の航空写真が展示されています。縮尺は一千分の一です。基地の様子や駐機しているC130の列線が見て取れます。一千分の一の表示通り、主翼の全長は4センチメートルでした。

7月16日(土)は『東京土建一般労働組合』による見学ツアーが行われ、同労組の各支部より教宣部の担当者の方々五三名が参加しました。原告団からは瑞穂の清水さんと八王子の中島さんが案内役を務めました。

あいにくの雨天でしたが、基地の巨大さには皆さん大変驚かされていました。午後からは同労組『多摩西部支部』で、清水・中島両氏による基地の歴史・現状・裁判の経緯・オスプレイなどについての説明が行われました。また質疑応答も活発に行われました。

7月26日(日)は文京区の区民有志の見学ツアーが、東京平和委員会の案内で実施されました。原告団からの案内はありませんでしたが、「裁判をやっている人たちの話も聞きたい」との要望があり、ツアー最終地が瑞穂町であったため、清水さんがこれに応じる形で瑞穂町の町民会館で懇談会が持たれました。

安保法制(戦争法案)やオスプレイ問題などで横田基地への関心が高まっています。これからこうしたツアーが盛んになると思われますが、案内役への参加に多くの原告が参加されることが望まれています。



立川 ■■■ 昭島 ■■■ 拝島 ■■■ 福生 ■■■ 羽村

オスプレイ横田配備反対連絡会の6団体が 各駅頭で一斉署名・宣伝行動を展開

7月21日(火)夕方5時30分～7時30分まで、
 拝島駅自由通路で『オスプレイの横田基地への飛来・配備に反対します』と題した署名行動に、各支部から11名の参加者で取り組みました。うだるような暑さでしたが、チラシ配布が240枚、署名が104筆という結果になりました。

拝島駅はJRと西武線が乗り入れており、自由通路は乗降客と乗り換え客で多くの人往来しています。こうした行動は初めてでしたが、署名をしてくれた人からは

「近所に住んでいる。うるさくて困る。この上オスプレイなんてどんでもない！」

「都内に住んでいる。奥多摩で登山をした帰りです。裁判もガンバッテください！」

「安保条約は必要だと思うが、皆さん(原告団)の願いももっともだ。政府は考えるべきだ。」などの声が寄せられました。

酷暑の中、署名活動に参加した皆さんお疲れ様でした。次は終了後に「ビールで乾杯！」したいですね。

団費納入と二つの署名のお願い

7月末に団費納入の依頼書と振替用紙を原告世帯のみなさまへ郵送いたしました。

まだ納入されていない方は、お手数でも8月末までに納入をお願いいたします。

「岩国爆音訴訟」と「横田基地へのオスプレイ反対」のふたつの署名もみなさまに郵送しています。署名の主旨にご賛同いただき、ご返送をお願いいたします。

原告団活動日誌

- 5/21 原告団ニュース第19号発行・発送作業
- 5/21 八王子・日野支部事務局会議
- 5/23 八王子・日野支部世話人会
- 5/25 原告団ニュース編集会議
- 5/25 東京都、外務省、防衛省へ「横田基地へのCV-22オスプレイ配備に反対する声明」を交付
- 5/27 昭島支部会議
- 6/2 八王子・日野支部 市議会各党派への説明会を実施
- 6/3 全国公害被害者総行動デー
- 6/8 定例事務局会議
- 6/9 八王子爆音カフェ開催
- 6/19 弁護団会議に出席
- 6/22 オスプレイ横田配備反対連絡会
- 6/24 昭島支部会議
- 6/25 八王子・日野支部事務局会議
- 6/26 青年法律家協会横田基地見学ガイド
- 6/27 八王子・日野支部世話人会
- 7/8 第10回口頭弁論。第6回進行協議
- 7/9 原告団ニュース編集会議
- 7/13 定例事務局会議
- 7/16 東京土建教宣部基地見学ガイド
- 7/17 弁護団会議に出席
- 7/21 オスプレイ配備反対一斉署名行動(拝島駅にて)
- 7/22 昭島支部会議
- 7/23 八王子・日野支部事務局会議
- 7/25 八王子・日野支部世話人会と報告・懇談会
- 7/26 昭島支部オスプレイ署名行動
- 7/26 八王子・日野支部オスプレイ署名行動
- 7/27 オスプレイ反対署名発送作業
- 7/29 団費納入依頼書発送作業
- 7/29 全国基地爆音訴訟原告団連絡会、事務局長会議に出席
- 7/30 厚木爆音訴訟高裁判決と報告集会に参加
- 8/10 定例事務局会議

10月14日(水) 第11回口頭弁論

地裁立川支部101号法廷 午後2時より